

川俣町では、 移住してトルコギキョウ・川俣シャモ・小菊・ミニトマト の生産を行う方へ

最大 **200** 万円の

移住支援金を交付します。

主な要件

■ 移住元に関する要件

川俣町に住民票を移す直前に、連続して3年以上、本町外の地域に在住していた方。

■ 移住先に関する要件

- ① 川俣町へ転入(住民票の異動)して3か月以上1年以内の方。
- ② 自らの意思で、川俣町に定住(5年以上、継続して居住)し、5年以上継続して対象の農産物を生産される方。

■ 就農の内容に関する要件

新たに、対象農産物に関する就農(以下のいずれかの就農)を開始した方。

※ 法人等に就業する場合は含みません。

- ・ **トルコギキョウ**、**ミニトマト**について、間口7.2m、奥行き45mの農業用ハウス3棟またはそれと同等以上の面積で作付けを行い、生産を行うこと。
- ・ **川俣シャモ**について、1回の入荷羽数が1,000羽以上となるよう入荷を行い、生産を行うこと。
- ・ **小菊**について、3反(3000平方メートル)以上の農地を確保し、生産を行うこと。

■ 年齢に関する要件

満65歳未満であること。

交付額

福島県が施行する 「福島県12市町村移住支援金」 の対象となるかどうか	世帯人数	申請者の満年齢	
		49歳以下	50歳以上 65歳未満
対象となる方	2人以上	最大200万円	最大100万円
	単身	最大120万円	最大60万円
対象とならない方	2人以上	最大100万円	
	単身		

交付の流れ



お問い合わせ 詳しくは川俣町のホームページをご覧ください。

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/list136-872.html>

(川俣町ホームページトップから「暮らし・手続き」>「移住・定住」>「移住支援金」)

川俣町役場政策推進課まちづくり推進係

電話：024-566-2111

メール：seisakusuishin@town.kawamata.lg.jp

